

資料 12

総行市第192号
平成17年2月24日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに
係る留意事項について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)のうち個人情報取扱事業者の義務に関する規定等(同法第4章から第6章まで及び附則第2条から第6条まで)が平成17年4月1日から施行され、同法が全面施行されること等を踏まえ、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について下記のとおりとりまとめましたので通知します。

なお、この内容を貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いします。

記

1 一般的事項について

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写しの交付については、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて行われるものであるが、個人情報保護法が平成17年4月から全面施行されることに伴い、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等によって、個人情報を取得した個人情報取扱事業者については、個人情報保護法に基づき、利用目的による制限、安全管理措置、第三者提供の制限等の各種の義務が課せられることとなること。

閲覧等の請求者に対しては、その旨注意喚起することが適当であること。その際、各都道府県・市区町村の個人情報保護法担当部署等と連携を図ること。(個人情報保護法の概要、事業者向けパンフレット、各都道府県等の担当部署の一覧等については、内閣府のホームページを参照。<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>)

(2) 偽りその他不正の手段により住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、住民票の写し等の交付を受けた者は、住基法第50条により、10万円以下の過料に処することとされているが、個人情報保護法が施行されることに伴い、個人情報取扱事業者が、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合等には、同法第17条違反等として、同法第34条に基づく当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の主務大臣の勧告及び命令の対象となり得ること。命令に違反した者は、同法第56条により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされていること。

2 住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求にあたっては、「請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない」とされているが、請求事由については、従来から、具体的であることを要し、「結婚のため」、「職員採用・選考のため」、「取材・報道のため」、「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載では足りず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要するとされていること（昭和61年2月4日付け自治振第12号。以下「61年通知」という。）。

個人情報保護法第15条においても、「利用の目的をできる限り特定しなければならない」とされているが、同法においては、利用目的として禁止されるべき範囲については示されていない。住基法では、閲覧については、市町村長は「請求が不当な目的によることが明らかなとき又は・・・不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があるとき」は当該請求を拒むことができるとされており、利用の目的が具体的に特定されていない場合はもちろん、利用の目的が特定されても、当該目的が不当な目的等にあたると判断されれば、請求を拒むことができる。

(2) 「「不当な目的」とは、他人の住民票の記載事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索したり、暴露したりなどしようとしている。」とされ、「「不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があるとき」とは、住民基本台帳の閲覧により知り得た事項が不当な目的に使用される蓋然性の高いときをいう。具体的な例としては、同和地区が含まれる地区的「住民名簿」を作成するおそれがあると認められる場合の請求、住民の住所、氏名等を転記して「住民名簿」を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為を行うおそれがあると認められる場合の請求をいい、また、法第44条の違反行為（現行の住基法第50条。偽りその他不正の手段による閲覧の請求等に係る罰則）を繰り返すような者からの請求も、場合によっては相当な理由があるとして拒否できるものである。」とされていること（61年通知）。

(3) 請求事由については、従来から、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により確認することが適當であるとされているところ（61年通知）であるが、個人情報保護法が全面施行されることも踏まえて、請求事由の審査を厳格に行うことが適當であること。また、請求者の氏名及び住所についても、必要に応じ官公所の発行した証明書等により確認することが適當であること（本人確認の方法については、住民異動届審査時における本人確認に係る平成17年2月23日付け総行市第175号を参考にされたい）。

(4) 個人情報保護法のうち個人情報取扱事業者の義務に関する規定等が施行されること等を踏まえ、市区町村長の判断で、住基法第11条第3項の規定に基づき閲覧の請求を拒否すべきかどうか判断するために、請求者に対して閲覧により取得した情報の管理方法等について、明らかにさせる取扱いとすることとしても差し支えないこと。

(5) 閲覧用の書類の管理等については、これまでに、平成4年11月24日付け自治振第167号、平成7年2月16日付け自治振第38号及び平成16年8月9日付け総行市第360号により通知しているところであるが、厳正な取扱いに留意されたいこと。

3 住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写しの交付について

(1) 住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写しの交付の請求があった場合の取扱いについては、請求事由の審査、拒否すべき「不当な目的」の考え方、請求者の

本人確認等、2の（1）から（3）に準じて行うことが適當であること。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合については、請求事由等について厳格に審査すること。

- (2) 住民票の写し・住民票記載事項証明書の交付の取扱いについては、平成3年4月5日付け自治振第56号等により通知しているところであるが、本人又は本人と同一の世帯に属する者以外からの請求があった場合には、請求事由等について十分な審査を行なうなど、個人情報保護に留意すること。
- (3) 戸籍の附票の写しの交付については、従来から住民票の写しの交付に準じた取扱いとされているところであるが、個人情報保護の観点から、戸籍の附票の写しの交付にあたっては、戸籍の附票に記載されている者のうち請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って、交付することが適當であること。

4 その他

質疑応答（別添）

(問1) 個人情報保護法の施行に伴い、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付に際して、留意すべき事項はあるか。

(答) 個人情報保護法の施行後も、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付は、住民基本台帳法に基づき行われるものである。

なお、請求者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報保護法に基づく取扱いの義務が課せられることになるので、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求に応じる際、その旨、請求者に対して注意喚起することが適当である。

(問2) 個人情報保護法に基づく義務を遵守していない個人情報取扱事業者からの閲覧の請求については、「不当な目的に利用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があるとき」にあたるものとして、請求を拒否することとして差し支えないか。

(答) お見込みのとおり。

(問3) 閲覧により取得した情報を基に名簿を作成し、不確定多数の者に販売することを目的とした閲覧の請求について、不当な目的に利用されるおそれがあるものとして、請求を拒否することとして差し支えないか。

(答) お見込みのとおり。従来から、住民の住所、氏名等を転記して「住民名簿」を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為を行うおそれがあると認められる場合の請求については、「不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があるとき」にあたり、請求を拒むことができるとされているところである。

総行市第224号
平成17年3月11日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

「個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに
係る留意事項について」別添の質疑応答の追加について

「個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項
について」（平成17年2月24日付け総行市第192号）別添の質疑応答の追加を下記のと
おりとりまとめましたので通知します。

なお、この内容を貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いします。

記

(問4) 個人情報保護法の全面施行を踏まえ、閲覧の請求事由を厳格に審査するため、どうい
った対応を取るべきか。

(答) 請求者が法人等の場合であって、住民基本台帳の一部の写しを大量（閲覧する住民が具
体的に特定されていない場合をいう。）に閲覧する場合には、請求事由を明らかにさせる
趣旨から、以下のような内容について請求者に提出させることが適当である。

- ① 当該請求者である法人等の概要の分かる資料（法人登記など）
- ② 個人情報保護法を踏まえた事業者の対応の分かる資料（プライバシーポリシーなど）
- ③ 請求事由に係る調査や案内等の内容の分かる資料（どういった成果物を予定している
かを含む。）

また、偽りその他不正の手段により閲覧したことが明らかになった場合には、法に基づ
き過料に処すため、速やかに簡易裁判所に通知するものとし、その旨、請求者に予め周知
することが適当である。

なお、窓口での混乱を防止する観点から、以上のような内容について、事前に周知して
おくことが適当である。

(問5) 閲覧により取得した情報を閲覧者が転記した場合には、請求事由に合致しているかど
うか確認する観点から、転記した内容を確認することが適当と考えるがどうか。

(答) お見込みのとおり。

(問6) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧をした者の氏名等を情報公開することについてどう考えるか。

(答) 各市区町村の情報公開条例等の取扱いによることとなるが、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度を利用して、大量に個人情報を取得した事業者等については、個人情報保護法において、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合には、その利用目的を本人に通知し又は公表することとされていることを踏まえると、少なくとも同法に規定されている個人情報取扱事業者について情報公開の対象とすることは差し支えないものと考えられる。

総行選第7号
平成17年3月25日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について（通知）

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第29条第2項の規定に基づく選挙人名簿の抄本の閲覧については、かねてから、名簿の正確性を期するという制度の趣旨・目的や、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条第3項の規定に即して、いやしくも営利目的や不当な目的による閲覧は拒否するなど適正な事務処理に努められていることと存じます。

さて、個人情報の不適正な取扱いによって個人の権利利益が侵害されることを未然に防止するため、個人情報の適正な取扱いに関する一般的な法制度を確立し、それに即した取扱いを確保することを目的として、平成15年に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が成立し、平成17年4月1日から全面施行されることになりました。同法に基づき、個人情報取扱事業者には、偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止や本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止など各種の義務が課せられるとともに、個人情報取扱事業者が義務規定に違反した場合には、主務大臣の勧告、命令や罰則の対象とされることとなったところです。

また、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）の一部が改正され、平成16年7月1日から施行されているところです。

こうしたことを踏まえ、選挙人名簿の抄本の閲覧に際しては、下記の事項に留意し、より厳正な取扱いに努めることが必要と考えておりますのでその旨通知いたします。

貴職におかれましては、貴管内の市町村の選挙管理委員会に対して内容の周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、格別の御配慮をお願いします。

記

第一 個人情報保護法の全面施行を踏ました選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務の取扱い

選挙人名簿の抄本の閲覧は、法第29条第2項に基づいて行われるものであるが、個人情報保護法が平成17年4月1日より全面施行されることに伴い、同法に規定する個人情報取扱事業者は、同法第15条第1項に基づいて個人情報の利用目的をできる限り特定しなければならないこととされること。

また、個人情報取扱事業者には、個人情報の適正な取得等の義務が課せられることとなるため、個人情報取扱事業者が偽りその他不正の手段により選挙人名簿の抄本の閲覧をして個人情報を取得した場合には、個人情報保護法第17条違反として同法第34条の規定による勧告又は命令の対象となり、当該命令に従わなかった場合には罰則が課されることとなること。

これらを踏まえ、個人情報保護法の全面施行後は、選挙人名簿の抄本の閲覧を申し立てた者及びその閲覧の目的を特定する必要があること等にかんがみて、定型的な申立書様式を作成し、閲覧を申し立てた者の氏名及び住所、閲覧の目的等を記載とともに、閲覧を申し立てた者の氏名及び住所について、官公署の発行した証明書の提示を求めるなどの方法により確認を行うほか、閲覧の目的が明確でない場合には必要に応じて質問等をし、閲覧の目的を厳格に確認する取扱いとすることが適当であること。

なお、個人情報保護法の全面施行後においても、営利目的や不当な目的による選挙人名簿の抄本の閲覧は拒否すべきである点は何ら異同がないこと。

第二 ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る閲覧に関する取扱い

- 1 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲発第2671号、保発第39号、庁保発第22号、42食糧業第2668号（需給）、自治振第150号）第6-10に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティ

イック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者（以下「支援対象者」という。）が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、住民基本台帳担当部署と連携を取り、以下のとおり取扱うことが適当であること。

- (1) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者（以下「加害者」という。）が判明しており、加害者から支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧の申立てがなされた場合には、不当な目的による閲覧であるとして閲覧を拒否すること。
- (2) その他の第三者からの申立てがなされた場合には、加害者が第三者になりすまして閲覧することを防ぐため、官公署が発行する写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなどの方法により、本人確認をより厳格に行うものとすること。

また、加害者からの依頼を受けた第三者に閲覧させることを防ぐため、閲覧の目的について厳格に確認を行うものとすること。

2 市町村の選挙管理委員会は、特に申立てがない場合には、その判断により、支援対象者に係る記載のある部分以外の部分に限って閲覧に供することとして差し支えないものであること。